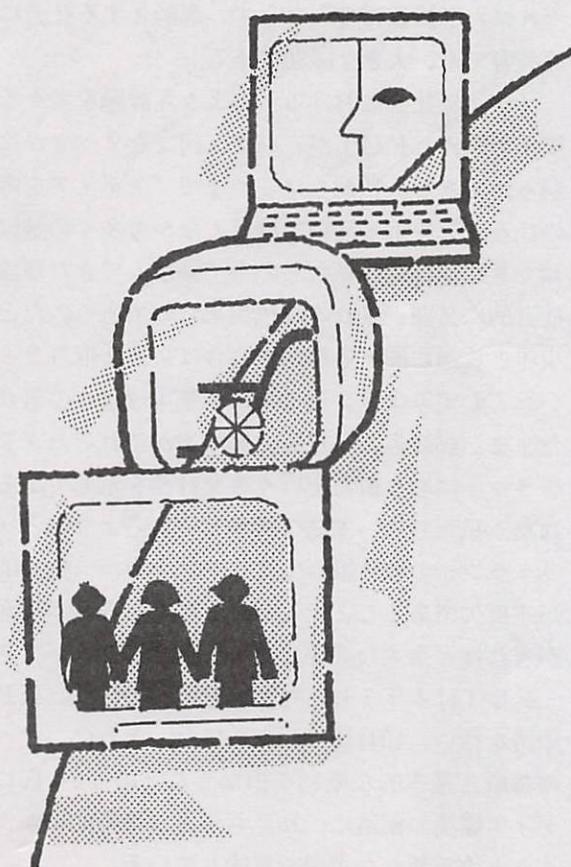


新たな選択

NPO活動への展開



CONTENTS

EDITORIAL	2
特集 1 NPO活動への展開 3	
NPO設立趣旨書	
会員からのメッセージ	4
FCTがNPOに?	川平朝清
放送事業・行政への批判的発言集団に	服部孝章
地方都市におけるNGO活動の展開を	真邊和美
FCTへの激励の手紙	川竹和夫
申請の手続きを経験して	6
特定非営利活動法人FCT定款	8
特集 2 テレビと子どもをめぐる議論の流れ 10	
専門家会合が提起したもの	濱田純一 16
“走りながら考えて” 2年半広く漫透の手応え	柄子澄雄 18
特集 3 女性2000年会議に向けての「女性とメディア」に関するNGOのレポート 19	
会員コラム	
ニューヨークから帰国して	隅井孝雄 22
ネットワーキング	23
データバンク 海外篇	24
国内篇	25

fact GAZETTE

編集 鈴木みどり、宮崎寿子
 Editors
 編集総務 新開清子
 Managing Editor
 構成・イラスト 市川雅美
 Art Director

定期購読・発送 佐々木はるひ
 Subscriptions & Shipping
 会計 新開清子、荒川幸子
 Accounting
 印刷 (有)カワムラ印刷
 Printing
 発行人代表 鈴木みどり
 Publisher

データバンク執筆担当
 Databank Writers

関根里砂（編集責任）、西村寿子、
 増田幸子、塚塚公、黛岳郎、谷内博一、中野恵美子、友田和恵、石山玲子、佐々木はるひ、新開清子、
 宮崎寿子

FCT市民のメディア・フォーラムは、1977年の創設以来、視聴者、研究者、メディアの作り手が、性別、年齢、職業の立場、社会的地位を超えて社会を構成する一人ひとりの市民として集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためにひろば（フォーラム）をつくる活動を続けている。メディア・リテラシーの研究と実践は、FCT活動の中核をなすものであり、すべての市民、特に子ども、女性、高齢者、障害者、民族的・人種的少数者などのマイノリティ市民の視座から、メディアを社会的、文化的文脈で読み解く活動（調査報告書の作成、各地でのワークショップ、シンポジウムの開催など）を開催している。

FCT市民のメディア・フォーラム
 Forum for Citizens' Television & Media

神奈川県三浦郡葉山町長柄1601-27
 Fax事務局：81-045-941-8214

銀行振込 第一勧業銀行逗子支店
 普通預金 1425785
 郵便振込エフシーティー00190-3-84097

<http://www.ritsumei.ac.jp/kic/so/seminar/ML/fct/index-j.html>

EDITORIAL

新たなる選択

—NPO活動への展開—

デジタル化・多チャンネル化するテレビにとって、視聴者の存在が改めて重要な関心事となりつつある。視聴者とは、果たして誰のことか。この先、それぞれのテレビ局は、どのような人びととどんな関係を取り結ぶことで独自性を追求し、生き残りを図ることができるのか。性別、年齢、職業、人種・民族的背景、ライフスタイルと、さまざまに多様な人びとが、顔のない「マス」（多数の人）としての「視聴者」に埋没させていた時代は、いまや、過去のものとなりつつある。

情報化・デジタル化の波は教育の領域にも押し寄せている。コンピュータ化し、環境化するメディアの時代を生きる人間にとって、単なるスキルやハウツーではなく、真に必要な能力とはなにか。また、その育成をどうしていくか。それは、学校教育のみならず、高齢化する社会における生涯教育でも、大きな課題である。

メディア社会におけるこのような課題を考えると、22周年を迎えたFCTが、いま、何をなすべきかは自ずから明らかである。私たちはこれまで“メディアを考える市民のひろば”を創る活動を続けるなかで多くの議論を積み重ねてきたが、この私たちの手で蓄積してきた理論と実践が社会的に必要とされる時代が来たのである。たとえば、青少年と放送に関する専門家会合による「取りまとめ」を思い起してみよう。そこでは、基本理念への言及を回避したまま、郵政省、NHK、民放連がそれぞれメディア・リテラシーに取り組んでいく事業計画を示している。FCTに集う私たちは、本誌で特集しているように、メディア・リテラシーの取り組みではクリティカル（批判的）な思考が不可欠であること、したがって、この基本理念の空洞化がどれほど重大な問題であるかを語ることができる。

FCTは本年7月、特定非営利活動法人（NPO）への申請を行い、10月18日認証を得た。それは、すべての人間の尊厳と基本的な権利を損なうことのない、真に豊かなメディア環境の創造に、私たちがより積極的にかかわっていくとする新たな選択を意味している。

特集1

NPO活動への展開

設立趣旨書

私たちが社会を構成する一人ひとりの市民として、テレビの視聴者、送り手、研究者の立場を超えて集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためのひろば（フォーラム）をつくる活動を始めたのは、1977年10月である。以来、私たちのフォーラムは発足時の「FCT子どものテレビの会」から15周年を機に「FCT市民のテレビの会」へ、そして20周年を迎えた1998年からは「FCT市民のメディア・フォーラム」へと、三回にわたって名称変更を経験してきた。

この経験がいみじくも語っているように、テレビを中心とする映像メディアが社会で果たす役割は大きくなる一方であり、今日に至っては、社会のあらゆる領域に遍在し、私たちの文化環境の大きな部分を占めるようになっている。このような時代を生きる市民として私たちにできることは、メディアを主体的に選択し、その内容と社会的文脈をクリティカルな思考で読み解き、自らコミュニケーションを創りだす能力、すなわちメディア・リテラシーを獲得し、偏見や差別、ステレオタイプな価値観を排除して、すべての人間の尊厳と基本的な権利（人権）を損なうことのないメディア環境の創造に、積極的に参加することである。

私たちはこれまでの20数年におよぶ活動のなかで、メディア・リテラシーの研究と実践に取り組み、また、子どものみならず、すべての市民、なかでも女性、高齢者、障害者、民族的・人種的少数者などの、マイノリティ市民の視座からメディアを分析し、それを調査報告書にまとめ、公表してきた。これらの報告書は研究者やメディアの専門家をふくむ多くの人びとによって活用され、メディア環境をより良いものにしていくために生かされてきたと自負している。さらに、グローバル化するメディアの現状からいって、私たちが関心を共有する世界各地の市民たちと交流し、ネットワーク活動を展開してきたことの意味は大きい。この活動は、今後、ますます重要なになっていくだろう。

私たちはいま、以上のような過去20数年にわたって蓄積してきた多くの経験と成果を踏まえ、FCT市民のメディア・フォーラムを特定非営利活動法人として位置づけようとしている。それは、私たちが市民としてより積極的にメディア問題にかかわり、民主主義社会の構築とメディア文化の向上に貢献していくこうとする選択である。

1999年1月31日

法人の名称	特定非営利活動法人 FCT市民のメディア・フォーラム Forum for Citizens' Television & Media
-------	---

設立代表者

鈴木みどり

NPO活動へ向けて・会員からのメッセージ

FCTがNPOに？

川平朝清（昭和女子大学）

“えっ？”というのが私の最初の反応であった。というのも、NPO（民間非営利組織）はどうしても人権とか環境とか福祉とか国際協力とかの活動に「なじむ」もので、サービスを提供する組織という先入観があったからである。

それでおそまきながら、昨年の12月から施行されたNPO法（特定非営利活動促進法）を一瞥してみた。その中に、文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動も対象になる、とあったのでFCTはこのカテゴリーに入ると理解。よい事に、「権利能力のない団体」から「法人格」を得て、事務所の賃貸契約や電話申込、銀行口座の開設などの際、団体名で出来るようになるともある。法人格を得れば活動資金を得るための寄付や助成の申請も出来るようになるのである。

それはよしとして、NPOの5キーワードはvolunteer, partnership, networking, empowerment, accountabilityである。これらはFCTが現在実行していることではないか。

中でも放送番組を考えるならば、networkingは欠かせない。Think Globally Act Locallyということばがあるが、FCTの場合はそれに“Act Nationally Watch Locally”を加えなければならない。

ここまで書いたところへ、「第3回全国視聴者交流集会」がメディア総合研究所との共催で開かれるという案内が着いた。内容も人

権、アニメ暴力等と時宜を得たテーマである。正に“オー！”の反応である。

今後のテーマに「放送倫理」をとりあげてもらいたい。放送界はどのような職員研修をしているのであろうか。また大学のマスコミ論に倫理はどれほどの重みがおかされているのであろうか。マスコミに従事する人々の資質が問われる時代になったと思う。

FCTの益々の活躍を祈りたい。

放送事業・行政への批判的発言者集団に

服部孝章（文教大学）

放送事業者は、発言する視聴者をパートナーと見てこなかったし、これからもそのように位置付けることはないだろう。それは「青少年と放送に関する専門家会合」の議論でも明らかだ。メディアリテラシーから「批判的に」といった文言を挿入することに難色を示した放送事業者。

批評文化が欧米に比べ、育まれない風土の中で、ぬくぬくと放送産業の保護育成を主眼とする放送行政に身を委ねてきた放送事業。

NHK、民放さらにはCSの受託放送事業者も経営効率を追い求める放送産業で、報道活動は本来NPOであるべきだとする主張には、古典的な発想として耳を傾けようとはしない。

FCTは、NPOとして限りある予算とボランティアの人的資源を有効に活用してきたが、このような活動は、高く評価される。

ただ「子供のテレビの会」から「市民のメディア・フォーラム」に名称を変更してきたが、会員数はそれほど増えてはいない。FC

FCTが発足して10年ほど経った頃、あるマスコミ研究者が「同人組織のようなところが、何をやっても影響力はない」と、FCTを同人組織と位置付ける発言を私的な場で発言したことがあった。こうした感慨を今なお、持っているのか不明だが、NPO組織に対するイメージとして、こうした考えを持つ人は少なくないだろう。しかし、FCTとしては、この側面こそが自由に活動できる基盤であるはず。

この10月の番組改編で、青少年向き番組を具体的に挙げた在京キー局の姿勢を、当該番組の検証を通して問い合わせてその他の民放テレビ局の、当該問題に対する姿勢を、FCTとして、調査検証すべきではないのか。

地方都市におけるNGO活動の展開を

真邊和美（岡山市立加茂小学校校長）

6年前私は国立婦人教育会館に勤務し女性学講座という研究事業の担当をしていた。ちょうど表現分野の研究成果の普及を図るために、メディア研究者の鈴木みどり先生をお招きする機会があった。この時が私とFCTとの出会いであった。メディアの中の女性の扱われ方はもとより、カナダのメディア市民活動、さらに日本におけるFCTの活動が紹介された。以後、この分野に関心を持ち続けていたが、正式にFCT会員となったのは一昨年である。

現在は、地方都市岡山で教育の仕事に携わっているが、当地にはメディア理論や実践ノウハウを提供できる研究者やオピニオンリーダーはない。そこで、職場の有休を利用し、立命館大学国際言語文化研究所のセミナーや学术交流会に京都まで足を運んでいる。そこで励ましの言葉やFCT市民のメディアフォ-

ラムの仲間との情報交換、大学セミナーでの最新情報が、地域で細々と活動している私のエネルギー源となっている。

岡山での活動内容は社会教育や行政職員研修の場での意識啓発が主である。研修やセミナーの相談を受けたら必ずその内容にメディア・リテラシーを取り入れるとか、所属している民間団体活動の中でメディア理論学習会を企画し、市長を初め情報発信者などへの抗議行動を行うなどである。昨年、FCT会員である仲間の一人が「メディア・フォーラムおかやま」を発足させた。インターネットの時代であり個人がネットワークすればよいようなものであるが、地方においてはこのような直接顔の見える支部的存在がまだ必要である。

一昨年市民FM局が岡山にも開局した。私はまだ活動に参加するチャンスを持てないでいる。

今後は、メディア・リテラシープログラムを携えて学校教育に出前したいと夢見ている。岡山でのFCTによるNGO活動はこれからである。

FCTへの激励の手紙

川竹和夫（ITFP-JAPAN※代表）

よく分りませんが、NPOとは社会的に地位が与えられたこと。テレビに関して（BOROのような発生主義の監視でなく）市民の側から常時チェックをする組織として機能強化の必要があるのでしょう。

私が、放送界の現状について心配しているのは「放送のシステム・本質」が視聴者＝市民の意向とは別の次元で、大きく動いていることです。“デジタル化はなぜ必然か”“ハイ

ビジョンは本当にニューメディアの旗手か” “公共放送・基幹放送の位置づけは” “放送はパソコンメディアとどう共生するのか”など、心配の種は尽きません。

放送批評の大部分は、地上波・アナログテレビに関するもので、これから起ころうとする変革については、産業的・技術的側面からの評価ばかり、のような気がします。

また、この国際情報化時代に、NHKが予算の裏付けなしで「テレビ国際放送」を手がけているのも気になります。

個々の番組内容は、個人レベルで取捨選択が可能ですが、放送行政あるいは業界の大勢には抗すべくもありません。

FCTが、この際、こうした基本的な問題を取り上げて、チェック機能を果たす必要があるのではないか。』

番組内容では、“子どもとテレビ”は今も変わらない重要テーマです。FCTも最初は、ACT (Action for Children's Television) を横目で見ながら、「子どものテレビの会」でスタートとしました。今は「市民の会」なのですが、この古典的テーマをぜひ、“部会”か何かで継続的に検討してほしいと思います。対象はテレビに限らず、ゲームなどを含めた“子どもの情報環境”とする必要があるかもしれません。

日本では、市民運動が効果をあげた例をあまり聞きません。FCTにそれを期待します。

※ITFP-JAPAN（国際テレビ番組フロー研究日本プロ）

申請の手続きを経験して

FCTは創設以来、事務所をもたないで活動を続けてきた。会員も国内ばかりでなくドイツやアメリカ在住の人もいる。このようにグローバルな広がりをもち、いわゆる「チャラル・オフィス」でやってきたNGOの場合、NPOの申請を国にするのだろうか、それとも地方自治体でよいのだろうか。調べると「主たる事務所」のある地方自治体でよいことがわかった。そこでFCTの事務局（代表宅）のある神奈川県に申請することになる。

神奈川県の場合、県民部の県民活動促進班が、NPO申請の窓口になっている。さっそく県作成の「特定非営利活動法人関係事務の案内」という118頁からなるガイドブックを入手した。この案内は提出書類ごとに左頁にそのフォームが示され、右頁に記入例や関連する注意書きが載っている。わかりやすく親切な書き方なので、法律に疎い私でもFCTの申請担当を引き受けられそうである。さっそく役割分担をして、設立趣旨書は鈴木が、事業計画書を宮崎、収支予算書を新開が作成することになった。定款の中の事業目的、活動の種類、事業内容については、宮崎が文案を作成し、行政との交渉を担当した新開からの情報を合わせて三人で検討し、鈴木が仕上げた。この間、三者のあいだで電話とファックスのやりとりが続いた。

● FCTの独自性と行政の常識

申請の際、行政側からはFCTの理念や取り組みの内容を、世の中で一般に使われている表現による言い方で、文章化することを求



められた。提出した書類は先方の班内に回覧されるため、すべての担当者の理解が得られるまで再提出になることもあった。主として次の2点が重要なポイントになった。

第1に、設立趣旨書にある「フォーラム」という言葉は、一般には、会合や建物の名称である場合が多い。このためFCTの理念である「フォーラムをつくる活動」とはどのようなことを指すのかという質問を受けた。これについては創設以来のおもな活動内容を具体的に説明し、さらに、FCT活動が社会的にみて重要であるという位置づけについても、説明を加え了承を得られた。

第2に、事業計画書にある「メディア・リテラシーに関する調査、研究、普及」という項目については、メディア・リテラシーとは何か、また、その普及がなぜ必要であるかという質問があり、ここでも実際におこなっている取り組みを示して、納得してもらうまで説明した。参考資料として『fct GAZETTE』68号およびFCT20周年記念国際フォーラム報告書『メディアと市民・日本とカナダの対話』を提出した。

この他にも、定款の4条では、NPO法で定める特定非営利活動の次の12項目の中から、FCTの活動に合う項目を選び、条文にするようになっている。

- 1 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

9 国際協力の活動

10男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

11子どもの健全育成を図る活動

12上記の活動を行う団体の運営又は活動に

関する連絡、助言又は援助の活動

FCTの活動を説明する条文としては項目4, 8, 9, 10を選んだ。「子どもの人権」についてもここに位置づけたいと考えたが、「子どもの健全育成」という言葉の一部を変更して使うことはできないということから、おもな活動領域より削除することになってしまった。子どもを主体的な権利をもつ人間ととらえる考え方方が、まだ行政の理念の中に位置づいていないということを実感させられた。

●NPOとしてのスタート

行政との対応では、県庁へ2回宮崎、新開が相談に行った他は、こちらからファクスした内容について、県の担当者から電話で質問やアドバイスがあり、対応は迅速であった。しかし、定款の他にも、財産目録、役員名簿などの作成もあり、毎日パソコンに向かわなければならなかったことを考えると、NPOの登録をするのに、こんなに手間がかかるのでは、人手不足で忙しいNGOの実態にそぐわないのではないかと思われた。

7月初旬には申請書類一式が完成し、7月12日に県が申請を収受した。2ヶ月の縦覧の後、10月18日に認証を得た。認証後2週間以内に登記をし、いよいよNPO法人としてのFCTがスタートする。

今、一連の作業を振り返ってみると、NPOの法人申請をする過程は、FCTが主体性を保ちながら、より広く社会的に認知されるための一つの手続きであったことがみてくる。
(まとめ 新開清子)

特定非営利活動法人FCT市民のメディア・フォーラム定款

Forum for Citizens' Television & Media

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人FCT市民のメディア・フォーラムとし、登記上は特定非営利活動法人エフシーティー市民のメディア・フォーラムとする。英文ではForum for Citizens' Television & Mediaと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町長柄1601番地の27に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球市民に対して、メディア・リテラシーの研究と実践的な取り組みによって、メディア社会を生きる市民のエンパワーメントを図る活動を行い、なかでも、メディア・リテラシーの獲得をめざすことによって、メディア環境という観点から、子どもの権利の確立と、男女共同参画社会の形成の促進を図ることを目的とする。また、世界各地で現出している情報格差とそれに伴う人権問題や他のさまざまなメディア問題に取り組む地球市民と交流を深め、「コミュニケーションする権利」を基本的人権として確立することをめざし国際協力に寄与することをあわせて目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術の振興を図る活動
- (2) 人権の擁護を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ・メディア・リテラシーに関する調査・研究・普及
 - ・フォーラム、国際シンポジウム等の企画・開催
 - ・定期刊行物及び報告書等の発行

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して主体的に活動をともにする個人
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同して活動を継続するために援助する個人及び、団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上7人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(以下略)

特集2

テレビと子どもをめぐる議論の流れ —Vチップからメディア・リテラシーへ—

●はじめに

郵政省、日本放送協会、日本民間放送連盟は1999年1月から6月まで「青少年と放送に関する専門家会合」を共同で開催したが、6月16日の最終会合で『青少年と放送に関する専門家会合の取りまとめ』を発表した。

この会合は、郵政省が1998年5月から12月まで開催した「青少年と放送に関する調査研究会」の結論として出された提言の具体化を図るために設けられた。郵政省の呼びかけによるこれらの「青少年と放送」に関する一連の研究会や会合は、この4～5年間ににおける市民、メディア、社会の動向と深く関連している。

ここでは『青少年と放送に関する専門家会合の取りまとめ』の内容について検討する前に、「青少年問題」に関連する市民、メディアの動き全体を振り返ってみたい。

●これまでの経緯

表1は1995年から始まっているが、1995年というと、1月に阪神大震災、3月に地下鉄サリン事件が起こった年である。この事件をきっかけにその1年前に起こった松本サリン事件もオウム真理教による犯罪だったということが明らかになり、松本サリン事件報道における人権侵害が大きな問題となつた。この年、9月に郵政省は初めて「視聴者」という名を冠した「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」を発足させている。

翌年の1996年5月にこの懇談会の中間

報告が出されたが、ここで初めて青少年保護という観点からVチップ導入の可能性が示唆された。この懇談会の12月の最終報告ではVチップ導入は時期尚早とされ、第三者機関としての苦情処理機関の設置が提唱されたが、メディア総研、日弁連など多くのグループが苦情処理機関が規制機関として機能するのではないかとの危惧を表明した。

この時点ではFCTは独自の見解と提言を発表した。そこでは「懇談会」の報告書が視聴者を「保護する対象」としてしか捉えておらず、「市民のコミュニケーションする権利」という観点から捉え直す必要性があること、市民とメディア（放送事業者）との対話が必要であること、社会の様々なセクターを代表する市民、NPO、メディア研究者、ジャーナリスト、教育関係者、メディア関係者、行政関係者からなる独立委員会を設置し、放送の管轄を郵政省から独立委員会に移行することを提唱している。

その翌年である1997年には5月に神戸児童殺人事件が起こり、そのあとも連鎖的に次々と少年犯罪が相次いだ。このあいだ、少年法改正の是非やメディアによる未成年者の顔写真、名前の公表などが社会問題になったが、6月にはNHKと民間放送連盟が「多チャンネル懇談会」の報告書にある苦情処理機関設置の提言を受けた形で、人権侵害を審査する「放送と人権等権利に関する委員会機構」（BRO）を発足させている。

このような青少年と放送の問題が問われる

なか、F C Tは20周年記念国際フォーラムを「メディアと市民：日本とカナダとの対話—若い人たちのメディア環境を中心として」をテーマにカナダ大使館と共に開催し、カナダにおける青少年問題とメディアの関心、Vチップの導入の経緯、市民活動等についての講演、日本におけるメディアをめぐる問題についてのパネルディスカッションなどを行っている。(詳細は「F C T 20周年記念国際フォーラム報告書」、1998参考)

なお、このシンポジウムのすぐあと、12月16日には子どもアニメ番組「ポケットモンスター」を見ていた子どもたちが突然、全国各地で健康障害を起こすという事件が起こっている。

少年犯罪事件が続発する中、翌1998年3月には文部省中央教育審議会が「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機」という中間報告を出し、そこで「有害情報から子どもを守る仕組みをつくろう」という項目のなかで再びVチップの導入が示唆され、郵政省も5月に「青少年と放送に関する調査研究会」を発足させた。

F C Tは中央教育審議会の中間報告を受け、6月に「Vチップをめぐる議論についてのF C Tの見解と提言」を発表している。このなかで、F C Tは「何ら議論の広がりもないままVチップを導入することによって、テレビの問題がすべて解決したかのような幻想が定着することを懸念」し、「テレビに関わる問題は『メディアと人権』に関する問題、なかでも社会的弱者に対するいじめ、ジェンダーステレオタイプ、性の商品化などにある」として、Vチップ導入に反対している。さらに、メディア・リテラシーの実践と、子ども

表1.1995年9月～1999年6月の経緯

- ・1995年9月 郵政省「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」を設置
- ・1996年5月 郵政省「多チャンネル懇」中間取りまとめ
- ・1996年9月 「中間取りまとめ」に対するメディア総研の見解
- ・1996年12月 「多チャンネル懇」最終報告書。この中で第三者機関の設置についてコメント
- ・1996年12月 同報告書へのコメント、声明、提言。F C T、メディア総研、日弁連など
- ・1997年5月 「放送と人権等権利に関する委員会機構」BROの設立
- ・1997年12月 ポケットモンスター（テレ東京アニメ番組）による健康被害
- ・1998年3月 中央教育審議会中間報告：Vチップ導入を示唆
- ・1998年5月 「青少年と放送に関する調査研究会」発足
- ・1998年12月 同調査研究会報告書
- ・1999年1月 「青少年と放送に関する専門家会合」発足
- ・1999年6月 同専門家会合「取りまとめ」

のテレビ環境の変革を可能にするシステムの構築を提倡し、テレビ局側にも積極的に取り組んでいくよう具体的な提案を求めている。

続く10月にはF C Tフォーラム「Vチップをめぐる議論から子どものテレビ基準を考える」を開催し、具体的な提案のモデルとしてカナダの暴力に関するテレビ基準を訳出し紹介している。

12月には郵政省「青少年と放送に関する調査研究会」が報告書を提出し、そのなかで①青少年向けの放送番組の充実、②メディア・リテラシーの向上、③青少年と放送に関する調査などの推進、④第三者機関などの活用、⑤放送時間帯の配慮、⑥番組に関する情報提供の充実などが提案され、Vチップは継続検討事項となった。これを受けて、以上の提案を実現するための「青少年と放送に関する専門家会合」が、1999年1月に発足したのである。

● F C T の見解とその果たした役割

以上が「青少年と放送に関する専門家会合」の取りまとめが生まれる経緯である。このように見ていくと、その動機は別にあったにしても、1995年の「多チャンネル懇談会」において行政が「視聴者」という言葉を使ったことにより、次第に「視聴者」の存在の重要性がメディアにも行政にも認識されるようになったことも事実であろう。

また、現在メディア・リテラシーを教育のカリキュラムのなかにも導入する計画が立てられているように、メディア・リテラシーが注目を集め、それがVチップを導入しないで「青少年と放送の問題」を解決する一つの方法として、メディア、行政などを含む多くの人びとの支持を受けるようになったことも事実である。

このような方向に向かった理由として一連の委員会報告書が提出されるたびに、F C T が市民とメディアとの対話とクリティカル（批判的）なメディア・リテラシーの取り組みの重要性を見解やフォーラムを通して主張してきたことが一つの力として作用してきたと言えるのではないだろうか。

● 「取りまとめ」について

この「取りまとめ」の「はじめに」に明確に書かれているように、この「専門家会合」は「調査研究会の提言の具体化」を図るために、郵政省、日本放送協会、日本民間放送連盟の三者が開催し、その話し合いの結果として「青少年問題への対応について、それぞれの取組方針を示した」ものである。

「取りまとめ」は2章からなり、第1章では会合全体の取りまとめを、①青少年向けの放送番組の充実、②メディア・リテラシーの

向上、③青少年と放送に関する調査などの推進、④第三者機関等の活用、⑤放送時間帯の配慮、⑥番組に関する情報提供の充実、⑦Vチップ、という7つのテーマのもとにまとめている。続く第2章で、日本放送協会、日本民間放送連盟と各局、郵政省の3者のそれぞれの今後の方針が掲載されている。

● 基本的理念の欠如

上記のようにこの「取りまとめ」においてはいくつかの具体案が出され、それを実行するための自主的な取り組み方針がNHK、民放連から出されているので、あたかも大きな前進のようには見える。しかし、これで本当に番組が未来を担う青少年にふさわしい、楽しめるものになるのだろうか。

まず最初に指摘できるは、この専門家会合やNHKおよび民放連は基本的に青少年や子どもを、どのような主体として捉えており、それに対して放送がどのような責任と義務を持つのか、「青少年問題」に関しては放送はどのような可能性と限定性を持つのかといった、放送と子ども・青少年をめぐる基本的な問題に対する理念を明確にしていないことがある。

子どもたちや若い人たちを「子どもの権利条約」に基づき、「自分たちにふさわしい放送を楽しむ権利を持つ主体」として捉えるのならば、放送は自らの責任として子どもにふさわしい番組とはどのような要素を持つ番組であり、かつそれについて子ども自身がどう考えるのかといったインタークションの場をどうつくっていくのかといった具体案が必要であろう。

子どもの声を聞くことは、青少年向けの放送番組の充実の項で指摘されてはいるが、実

際の取り組みにおいては既に行った子ども対象のアンケート結果を活用するといった程度でしか語られていない。子どもによるモニター制度もあげられているが、実際にどのようにどこまで実行されるのかは今後見守っていく必要がある。

また、青少年犯罪に関連して出てきた暴力と性に関する内容にしても、この問題の原因はテレビ暴力だけにあるのではなく、多くの要因の一つに過ぎないこと、むしろ暴力の背景にある社会的問題を捉えることが重要であることを明確に主張する必要がある。そして、その社会的背景を掘り下げるこによって、日本の放送においてはテレビ暴力よりはむしろ、より根源的な問題としての家族、およびジェンダー、高齢者など社会的弱者のイメージのステレオ・タイプ化、性の商品化、消費への過剰なまでの刺激、人権を無視したセンセーショナリズム志向などが、「子どもとメディア」においても重要な問題であることが自ずから明らかになってくるはずである。

このことを正面切って議論せず、その場限りの方策として、青少年向けの放送番組の充実、メディア・リテラシーの向上などを謳ってみても、結局はどんな番組を充実した青少年番組というのか、メディア・リテラシーの中身は一体何かという活発な議論が行われない限り、小手先だけの表層的な手直しで終わってしまう可能性が大きいのではないだろうか。

●NHK、民放連、各局の方針

NHKも民放連もテレビの影響の大きさに鑑み、「青少年の豊かな心を育み、健全な発達に資する番組、情操を豊かにする番組」をつくるとしているが、今までの番組には何が欠けていたのか、今後どのような指針を持ち、

どのような要素を組み込むことによって「豊かな心を育み、情操を豊かにする」ような番組作りが可能であると考えているのだろうか。

これを語るためには大人自身がどんな社会を理想とし、何を心の豊かさと考えているのかを明確にしなければならない。多くの視聴者の高い支持を受け、影響力があると自負する放送であるからには、社会に対する確たるビジョンがあるはずである。それをもっとざっくばらんに議論することこそが、具体的にどのような番組作りをしていくかの指標になるのではないだろうか。

●「青少年向け番組」の発表と情報公開

先日9月9日付の朝日新聞の夕刊に、民放各局が指定した「青少年向け番組」が発表されていた。これはほとんどが既存のアニメやバラエティー番組を含むもので、これという新しい番組はほとんど見られない。しかし、各局が指定しているこれらの番組を視聴すれば、民放各局が、民放連が言うところの「知識や理解力を高め、情操を豊かにする」番組をどのように捉えているかが明らかになる。

指定されたこれらの番組以外に、「専門家会合」の重要な決定事項の一つに、児童、青少年が安心して視聴できる時間帯を午後5時から9時までとすることがある。

これを受けて、F C Tでは8月31日(火)の午後5時から9時までの番組のモニターをF C Tの基準に照らしておこなってみた。
(表4 参照：日本テレビはナイター中継のため8月13日の番組を掲載)

たった一日の結果であるが、バラエティー番組における無意味なたたき合い、いじめは確かに少なくなっているようであるが、先にも述べたように、ジェンダーの問題、弱者に

に対するステレオタイプイメージを助長するような内容は、出演するタレント自身の意識のありように大きく依存していることもあってか、なくならないようである。これは今後メディア・リテラシーの取り組みによってメディアと市民が共に学んでいくべき課題であろう。

また、青少年向け番組の情報公開については、NHKがホームページで具体的に、青少年向け、少年少女アワー番組などを掲載しているのに対し、民放のホームページには具体的な番組名は掲載されていない。

● 今後の展開に向けて

第三者機関の設立に関しては最終的に放送事業者の自主的な機関として、放送番組向上協議会に「青少年と放送委員会」(仮称)を設置するとしている。これが設置される前から、自民党の「報道と人権などのあり方に関する検討会」はテレビ朝日のダイオキシン報道に関して「B R Oの実効性に大きな問題がある」とし、「自主規制の効果がなければ、法的な第三者機関の設置も検討すべき」と主張しているようであるが(民間放送1477号)、政権党がこのように自主規制に対して圧力をかけ、一方的に第三者機関を押しつけるのは極めて危険である。F C Tが提唱している独立委員会は、政権党などの全く影響を受けない、主に市民社会の各セクターからの代表とメディア関係者からなる組織の設立を提唱していたのであって、このような政権党が提唱する第三者機関とは全く異なるものであることをここに明記しておく。

このような政治的な思惑の道具とされないためにも、今後、市民とメディアのあいだでより積極的な対話を続けていく必要がある。

表2. 午後5時~9時各局番組一覧(1999.8.31)

	番組名	※	時間量
N H K 総合	NHKニュース	ニ	05分
	首都圈いきいきワイド	ニ	55
	首都圏ネットワーク	ニ	60
	NHKニュース7	ニ	60
	NHK歌謡コンサート	音	45
	首都圏845	ニ	15
N H K 教育	英語であそぼ(再放送)	バ	16
	ひとりでできるもん(再)	バ	15
	おじやる丸(再)	ア	10
	ハッチばっちはステーション(再)	バ	09
	忍たま乱太郎(再)	ア	10
	天才てれびくん(再)	バ	45
	シェルピーの事件ファイル	ド	25
	すこやかシルバー介護	教	30
	名曲アルバム	音	05
	きょうの健康	教	15
日 本 テ レ ビ	今夜もあなたのパートナー	趣	45
	手話ニュース845	ニ	15
	それゆけアンパンマン	ア	30
	ニュースプラス1	ニ	90
T B S	ぐるぐるナインティナイン	バ	58
	ウッチャンナンチャンのウリナリ	バ	56
	ニュース、天気予報	ニ	06
	3年B組金八先生(再)	ド	55
	ニュースの森	ニ	65
F ジ テ レ ビ	怪傑熟女!心配ご無用	バ	54
	学校へ行こう!	バ	60
	フラッシュニュース	ニ	06
	神様もう少しだけ(再)	ド	25
	スーパーニュース	ニ	95
テ レ ビ 朝 日	快進撃TV!うたえモン	バ	60
	火曜ファイナル「インターネットな女たち」	バ	54
	ニュース、天気予報	ニ	06
	スーパーJチャンネル	ニ	120
	ウッチャンナンチャン炎のチャレンジャー	バ	60
テ レ ビ 東 京	たけしの万物創世紀	情	54
	NO	音	03
	都のかほり・京都	旅	03
	ニュースワイド夕方一番	ニ	55
	タラッタ!	旅	05
テ レ ビ 東 京	エデンズボウイ	ア	30
	スーパードール・リカちゃん	ア	30
	KAIKANフレーズ	ア	30
	火曜ゴールデンワイド「アトピー、ぜん息には負けない」	生	84
	ニュースブレイク	ニ	06

注1. 番組は放送順

注2. 日本テレビのみ 8月13日放送分

※番組分類

ニ: ニュース 生: 生活情報 情: 情報娯楽
 ア: アニメーション バ: パラエティ
 ド: ドラマ 音: 音楽 教: 教養 趣: 趣味
 旅: 旅行・外出

NHK総合：首都圏と全国向けニュース番組が2時間枠で続き、8時から歌謡ショーになる。子どもはニュース番組に1才児から高校生まで登場する。トキの名前を応募した小学生の男の子が「自分たちの決めた名前に決定して最高です」と笑顔で語る映像もあるが、夏休み最終日のため「宿題やった？」という毎年聞かれる問い合わせもある。長崎県の保険金殺人事件報道では、この局だけが未成年者の被害者である高校生の写真を放映していない。

NHK教育：「母と子のテレビタイム」のテーマソングで始まる5時台では、再放送の短い子ども番組5本で編成。相変わらず「親と子」ではなく「母と子」というタイトルを使用。6時台は「天才テレビくん」総集編と女子高校生が主人公の米国製ドラマの2本である。

日本テレビ：巨人戦のナイター中継のない8月13日はアニメ、ニュースショー、バラエティ番組の編成。「ニュースプラス1」ではコソボの民族共存を目指す幼稚園児や、盲導犬の理解を求めて自転車旅行を続ける日本の女の子（12歳）など社会的関心をもつ子どもの映像もある。「ぐるぐる」は暴力的な映像が2年前の分析時と比べ減っているが、料理を一口食べては代金を当てるという設定には、その背景に抨金主義があるからではないだろうか。これに比べ「ウリラリ」のドーバー海峡横断を目指すというテーマには夢がある。

TBS：再放送ドラマ、ニュースショー、バラエティ番組の編成。「ニュースの森」ではトップに長崎県、ついで北海道の高校生が殺害された事件を伝える。前者は10分間と長く、次男の他に夫も殺害したとされる山口容疑者の犯行を母性に結びつけて、精神科医のコメントとともに伝える。「怪傑熟女」は相談者の再現ドラマをもとに中高年女性タレントがアドバイスする番組。3人の女性相談者の内2人は夫や元恋人の暴力被害にあう。子ど

もの見ている時間帯に、女性への暴力をテーマに人生相談をする番組を放送することに、どんな意味があるのか。プライベートな場での女性への暴力は、今日的な議論の焦点でもあり、社会的な視野が欠落している点が特に問題である。

フジテレビ：再放送ドラマ、ニュースショー、バラエティ番組の編成。「スーパーニュース」のトップで長崎県の保険金殺人事件を扱い、報道局の男性が「母親にとって男の子は特別な存在と思う。母性愛のない母親なのか」とコメント。明大野球部入部をめざす高校女子野球選手を「女松坂」と紹介。「インターネットな女たち」では取材中の女子高生が自殺したにもかかわらず、生前の画像を紹介。1歳位の子どもが母親のヌード画像と一緒に見る場面もある。また、「のぞき部屋」のコーナーでは1分間80円とテロップも出る。

テレビ朝日：2時間枠のニュースショー、バラエティ、情報娯楽番組の編成。「スーパーJチャンネル」では重度の身障者（ひとりは10歳の子ども）が、72人のボランティアの協力で富士登山を実現させるニュースもある。最近の夏休み宿題事情のトピックでは肝心の子どもの声はほんの一言しかなかった。

「たけしの万物創世記」は局推薦番組である。漁の方法を実写と図で分かりやすく説明している。

テレビ東京：ニュースショー、アニメ3本、ドキュメンタリー番組の編成。アニメ番組の暴力シーンは2年前より減っているが、ストーリーそのものが好戦的な点は変わらない。

「スーパードール・リカちゃん」の提供主には俳優タカラが入っており、タイ・インCMを挿入。しかも実際には動かないリカちゃん人形が動いたり長い髪がキラリと光る映像もあり、番組との区別がつきにくい。

（まとめ 宮崎寿子／新開清子）

専門家会合が提起したもの

濱田純一（東京大学）

「青少年と放送に関する専門家会合」が、「青少年と放送に関する調査研究会」から与えられた検討課題は、「青少年向け放送番組の充実」「メディア・リテラシーの向上」「青少年と放送に関する調査等の推進」「第三者機関等の活用」「放送時間帯の配慮」「番組に関する情報提供の充実」「Vチップ」の7点であった。また、これも調査研究会の提言にしたがって、この専門家会合は、学識経験者、放送事業者、行政の3者による構成によって検討がすすめられることになった。

この会合に郵政省の放送政策課長が入ることについては、表現の自由にもかかわるテーマを議論するのに行政機関のメンバーが入るのは不適切であるという指摘もあった。公権力のかかわりに対するとした警戒感は、つねに必要なものであると思う。

ただ、青少年保護（「青少年」という言葉よりは、「未成年者」ないし「子供」といった言葉の方が適切であると思うが、ここでは一般的な議論の用法にしたがっておく。「保護」という言葉も同様である）の問題は、印刷メディアの領域における青少年保護育成条例の制定や運用に見られるように、表現の自由の保障という前提に立っても、およそ公権力が介入すべき領域ではないという「門前払い」的な議論は、憲法論としてもできない。むしろ、さきに触れたような警戒感を当然の前提に、行政機関が、どのような形で、どのような範囲で、適正な役割を果たしうるのかという、実質的な役割分担の視点で考えるべきであろうと思われる。

この点で、具体的な専門家会合の場を振り返ると、「郵政省側からこうしてほしいというような要請や提案はありませんでした」という状況であったことは、委員の一人であった小玉美意子委員の報告（GALAC1999年10月号13頁）にあるとおりである。ここでは、放送事業者と郵政省という関係だけでなく、第三者もくわわった形で幅広い議論がすすめられ、さらにこの議論の内容もインターネットで公表されるという、公開性の高い形で会合の運用がなされた。

この会合では、幅広い有識者の方々から話をうかがえたことも、大変有益であったと思う。第三者機関等の問題についてBRCの清水英夫さん、メディア・リテラシーについてFCTの鈴木みどりさんと上智大学の音好宏さん、また、現代の中学生について中村岳夫さんから、お話をうかがった。時間があれば、さらに多くの方からうかがえるとよかったですと思うが、それは、専門家会合といった場に限らず、さらにさまざまな場で行われていくべきなのだろう。

この専門家会合の取りまとめで何より重要なのは、それが、子どもたちのメディア環境を考えていく上で、最終的あるいは決定的な解決方法を示したというわけでは、まったくないということである。むしろ、この問題に、国民それぞれが取り組んで議論していく枠組みがはじめてできたということ、また、そうした議論を放送事業者や行政の側で受け止めていく土俵がはじめてできたということ、それこそがもっとも重要な成果であると考え

ている。たしかに青少年向けの放送番組を充実したり、青少年について配慮する放送時間帯を設定することは、目に見える大きな成果である。しかし、これらの措置は、当面の利益を越えて、青少年にとって放送のもつ意味を本格的に考えていくシンボルとなりうるという点でも、重要な意義をもっている。

「青少年と放送に関する調査等の推進」という項目に関しては、取りまとめの中で、今後の調査の充実が期待される旨が織り込まれた。青少年に対する放送の影響というのは、短期的に測定できるものは限られており、長期間にわたる息の長い調査の実施が求められる。しばしば指摘されるように、通常は、放送と青少年の暴力や非行が直接的な因果関係にあることはまれである。ただ、放送が、子どもたちの生活を取り巻く環境の重要な一つとして、子どもたちの行動にプラス、マイナス両様の形で長期的な影響を与えることは否定できないであろう。この場合に注意しておかなければならぬのは、「かりに影響があるとしても放送だけの責任ではない」という理屈は社会的には通らない、ということである。「自分だけの責任ではない」ということで、誰もが取り組みをしないでいると、結局、一種の無責任体制が生まれ、無防備な子どもたちだけが心身に被害を受けていくということになる。たしかに放送だけに責任を帰せられるべきではないと同時に、子どもたちの環境をつくっている人たちが、それぞれの立場においてきちんと責任を果たしていかなければならないという意味で、その重要な一端を担う責任を、放送は免れないであろう。

ここでもう一つ重要なことは、影響関係がはっきりしない場合、調査が乏しいことは、必ずしも規制を否定する理由にはならないことである。かつて、最高裁におけるリベラル

な立場を代表した伊藤正己裁判官も、1989年の岐阜県青少年保護育成条例最高裁判決における補足意見の中で「有害図書が青少年の非行を誘発したり、その他の害悪を生ずることの厳密な科学的証明を欠くからといって、その制約が直ちに知る自由への制限として違憲なものとなるとすることは相当でない」と述べていた。アメリカでも類似の考え方を示した判例が見受けられる。

専門家会合の取りまとめは、あくまで、委員の間の意見の最大公約数である。こうした合議体のまとめの常として、各委員の意見がすべて完全に反映されることは難しい。ただ、とにかく、青少年と放送という問題について、国民的な議論を可能にするための枠組みを何とかつくりたいというところに、委員の思いは一致していたようと思う。まずは議論ができる土俵をつくって、その上でさまざまな考え方を交しつつ、よりよい解決に向けて具体的な努力と措置が積み重ねられるべきだという課題意識は、委員の間に共通していたと考えている。

そうした継続的な議論を制度的に可能にする枠組みとして、取りまとめの中に、放送事業者が共同で、青少年と放送の問題を扱う委員会を、2000年4月から発足させることができ盛り込まれている。この組織の権限はもちろん、その構成に視聴者や親の意見、また青少年自身の意見もどのくらい反映できるようになるか、注視すべき点になるだろう。

もう一度繰り返すと、私なりの理解でいえば、会合の最大のメッセージは、放送にかかる人たちが皆で一緒に考えて議論しましょう、ということである。そのための枠組みが、日本ではじめて生み出されたということこそ、この専門家会合のもっとも大きな成果であると思う。

“走りながら考えて” 2年半広く浸透の手応え

柄子澄雄（放送と人権等権利に関する委員会機構主席調査役）

放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）と機構の内部に位置して問題事案の審理に当たる放送と人権等権利に関する委員会（BRC）が業務を開始して2年半になろうとしている。開設した1997年度（11か月間）に事務局が受けた電話やファックスなどへの対応は925件、次の1998年度は1984件で倍増、今年度は3000件に迫るだろうと予測している。この数字はBROの知名度の浸透につながっており、発信地も北は北海道から南は沖縄まで全国的な広がりを見せていている。この陰にはNHKと全国の民放各局にお願いしたBROの告知スポットが1998年度だけでも述べ6万本以上放送されていることが大きく作用し、最近ではNTTの番号案内でも“BRO”ですぐわかるというところまできたと聞いている。そして平成11年8月末日までの総対応件数は4105件に上り、内容で分類すると「BRCの審理に関連するもの」が92事案で対応件数は340件、「番組苦情」が1093件、「BROやBRCに関するもの」が775件、「その他」が1897件である。BRO設立の趣旨は放送における人権侵害の救済であるから、本来は92事案に対する340件の対応が業務であるが、視聴者の受け止め方は放送の第三者苦情機関というイメージが濃く、番組苦情から生活上の苦情まで様々な苦情が寄せられるが、できる限り丁寧に対応している現状である。

ここで審理に関連する事案であるが、事案92、対応件数340とあるのは、審理につながりそうと思われる視聴者からの苦情問題が92あって、同じ事案に何回も対応するため件数

は多くなり、340回対応したことである。たとえば審理をした事案で一事案に50回近い対応が電話、文書で事務局と取り交わされたこともある。

BRCではこれまでに「サンディエゴ事件報道」「其枝幼稚園報道」「帝京大学ラグビー部員暴行容疑事件報道」の3事案を取上げ、延べ10のテレビ局に対し「委員会決定」を出している。これらの審理の過程を簡潔に述べると、審理を決定すると苦情の申し立て当事者から申立書の提出を受け、それを当該放送局に送付して答弁書・録画ビデオ・反訳書などの提出を求める。さらに答弁書を申立人に送り、答弁書に対し反論があれば反論書の提出を求める、その反論書は局に送られ、再答弁書の提出がされるなど2往復によって両者の主張は十分に尽くされたうえで審理を行っている。もちろん長時間にわたるビデオの視聴、表現を検討する上での反訳書の熟読など大変な時間を費やし、一つの事案が審理入りから審理決定の発表まで数ヶ月もかかっている。これら3件の審理結果である委員会決定は、いずれも放送番組の一部には権利侵害とはいえないまでも、放送倫理上の問題があるとして、放送した局に対し人権等の配慮に一層の努力を求めるということを明言している。これに対し放送した局側は委員会決定の内容を真摯に受け止め、委員会の精神を社員に浸透させるとしている。また、BRCが審理決定を出した3事案で2事案の申立者が、その後テレビ5局に損害賠償を求めて民事訴訟を起こして現在係争中となっている。

そしてこの3事案以外のケースであるが、局との話し合いで決着したもの、本人の意向で取り下げたもの、裁判に切り替えたもの、古い事案や友人からの申し出などで運営規則に照らして審理対象外としたもの、局との話し合いが不十分でさらに話し合いを求めているものなど様々であるが、放送上の苦情は本来、当事者と局とで解決されるべき問題であるとする立場から当事者と局との十分な話し合いを求めている。

番組への苦情は前記の理由で丁寧に聞き取って記録し、重大なものはすぐに当該局に連絡するなどの手を打っているが、大抵の場合、局には既にもっと多くの苦情が届いているのが現状である。事実、局に苦情を寄せたが、まともに聞いてくれないとBRCへ掛け直してくる電話が少なくないのである。「最近の番組はただうるさくて、馬鹿騒ぎが多い。また過激さを売り物にした安易な番組作りが目立つ」最近増えてきた今の放送界を批判する苦情である。またワイドショーの「サッチャー・ミッチャー騒動」には4ヶ月間で150件の苦情や意見が来た。一つの話題としては異例の数である。

ここで47%を占める1897件の「その他」の内容であるが、一つは介護保険の相談から、隣近所への苦情までの生活苦情、これが約230件で、もう一つは“我が家が覗かれ、盗撮、盗聴されてテレビで放送されている”“私の思っていることがテレビで放送される”“テレビが私の名前を言ってありもしないことを言い触らすと”といった類のもので、初年度は25%に止まっていたが、最近では月間対応の60%になっている。

これらはBROが発行している会報でNHK・

民放の全局に流すとともに、今年の6月からはインターネットにのせBROホームページで委員会議事録とともに公開している。

BROは放送後の苦情の扱いが主であるが、放送前の相談が寄せられることもある。その一例であるが、ピンクちらしを電話ボックスに貼るアルバイトで現行犯逮捕され、警察密着番組に取材されたが釈放された。その後で就職が決まったが、そのシーンが放送されて会社に分かると失職しかねない。何かよい方法はという相談である。事務局では制作局に事情を話して画面に配慮してほしいと強く頼んだらしいでしょうと伝え、一方で当該局に対し相談が寄せられた旨の連絡をした。放送時には大きなモザイク加工され、失職の事態にならなかった大阪の青年のケースである。

NHKと民放連という放送事業者が共同で第三者の番組苦情機関を立ち上げたという世界でも例を見ないケースだけに、初代のBRC有馬朗人委員長（前文部大臣）は「走りながら考えよう」と苦情対応、審理業務を主体に進めてきたが、2年余が過ぎ、機能強化を求めて検討している。その一つはBRC判断基準の設定である。BRCの委員は法律家が半数、ジャーナリストや大学教授などが半数をしめているが、これまで各委員の実経験や良識に基づく判断基準によっていた。しかし、委員会としての判断基準を持つべきだということに決まり、現在作業に入っているが時間のかかる作業である。また現行は裁判中の事案の審理を認めていないがそれでよいのか、新たに設立が決まっている青少年番組の苦情対応機関との関係、大都市でのPR強化についてなどが今後の課題となっている。

特集3

女性2000年会議に向けての「女性とメディア」に関するNGOレポート

村松泰子（ジェンダーとコミュニケーション・ネットワーク）

NGOレポートとは

来年6月の国連特別総会「女性2000：ジェンダー平等、開発、平和」に向け、NGOオルタナティブ・レポートが作られている。各国レポート、世界の5地域ごとのレポート、さらにグローバル・レポートへとまとめ、来春の国連女性の地位委員会に提出される。

日本政府は本年4月に、国連に対し北京綱領の実施状況に関する質問への回答を出しているが、「日本NGOレポート」は、この内容を踏まえてのカウンターレポートである。

4月に発足した「NGOレポートをつくる会」が、北京綱領の12領域ごとに全国のNGOからの意見収集と集約をはかり、8月にレポートを完成させた。これを受け中国、日本、韓国、モンゴル、台湾による「東アジアNGOレポート」も作られた。9月にはバンコクでアジア太平洋地域NGO会議が開かれ、世界の女性の6割を占めるこの地域の女性の声が同会議宣言として集約された。もちろん「日本NGOレポート」は日本政府にも提出される。

以下に「日本NGOレポート」の「女性とメディア」の項を紹介する。これはFCTを含むいくつかのNGOと個人の意見をジェンダーとコミュニケーション・ネットワーク(GCN)が中心となって集約したものである。

レポートの概要

女性による情報発信・交流の拡大が大きな力となることは、北京綱領の「女性とメディア」の項の基本にある考え方である。実際、日本でも北京以後の新しい情報技術を含むメディアによるコミュニケーションの拡大はめ

ざましく、それが女性たちのエンパワーメントにつながっている。しかし国連への政府の回答には、そうした視点が欠落している。「2000年プラン」の「メディアにおける女性の人権」の項目自体がそうであったためだ。女性の表現の自由、女性による発信という視点がないために、マスメディアの問題点をもっぱら上からの規制によって解決しようとしていること、新しい情報技術を含めメディアを女性の発信手段として位置づけていないことなどが、大きな問題である。

NGOレポートでは、新しい情報メディアも視野に入れつつ広告を含むマスメディアの問題点の是正に力点をおき、マスメディア組織、NGOとともに、政府が取り組めることを示した。4節構成としたが、本稿は「1. 日本におけるメディアの問題点」と「4. 2005年までの重点目標」を中心に要約し、「2. 政府の政策への批判」「3. NGOの取組みの事例」については項目の箇条書きに止めた。

1. 日本におけるメディアの問題点

1) メディアの重要性についての認識不足

男女平等を実現する上でのメディアの重要性の認識が、政府もメディア組織も不十分である。根本的な問題は、①意見を発表し情報を発信し、必要な情報を受信する権利に関し、女性が不利であることをきちんと認識していない、②性差別の解消に積極的役割を果たそうという意思がマスメディアにみられず、政府もマスメディアにそれを期待していない、ことである。また、政府もメディア組織も、日本から発信される情報は国境を越えて影響

を与えることを深く認識すべきである。

2) マスメディアの内容の偏り

マスメディアは性差別を問題視する視点が弱く、女性にとり重要な情報をきちんと伝えていない。北京綱領、2000年プラン、男女共同参画社会基本法などもほとんど報じられなかった。またメディアの商業主義を背景にボルノ、女性への暴力を助長する表現、ステレオタイプ表現などが氾濫している。

3) マスメディアで働く人の意識

性差別に関する研修は不十分で、男女についてのメディア表現の基本的な問題について、メディアで働く人びとが自覚していない。

4) メディアへの女性のアクセス

日本のマスメディアは非常に性差別的な職場である。キー局や全国紙の報道・制作部門への女性の参画率は1割前後であるなど、世界最低レベルである。女性は過酷な労働条件ゆえに退職に追い込まれたり、不安定雇用や下請け企業などで働く場合が多い。新しい情報メディアへのアクセスも重要だが、女性は不利な場合も多いので、とくに女性の人権のために活動する人々の支援が緊急である。

2. 政府の政策への批判

1) 取組みの消極性（「メディア」は女性政策関連予算措置がとられてないことなど）、2) 女性の表現の自由の視点の欠落、3) 上からの規制中心の政策（性・暴力表現の上から規制で、かつ女性の人権の視点がない）、4) 性別ステレオタイプ表現の問題の軽視、5) 政府の表現ガイドラインの取組みの遅れ、6) 新しい情報メディアの利用推進の姿勢の欠如

3. NGOの取組みの事例

1) 「2000年プラン」対案、2) 女性の情報発信・意見交換の拡大、3) メディア・ウォッチ、メディア・リテラシー（メディアへの抗議活動や働きかけを行うNGOの増加など）

4. 2005年までの重点目標

1) マスメディア内の性差別の是正

女性の参画を妨げている制度や慣行を洗い出し、日程を含めた参画拡大計画を作成し、2005年までに女性比率を30%とすること。各メディアは、この問題の専任担当者や部局を設ける。政府は、これらの取組みの推進状況を把握する。

2) マスメディアのモニターと調整の仕組み

マスメディア界が市民とともに、自主的に内容の調整を行うためメディア・オンプッドを設置、または既存の第三者機関の扱う内容に性差別の視点を加える。後者の構成は当然、男女のバランスをとる。

3) 性差別解消の視点からのメディア教育

女性の情報発信能力の拡大、メディア・リテラシーの獲得をめざす取組みを、市民を中心的に積極的にすすめる。

4) 政府・地方自治体の役割

NGOによるメディアの問題の実態把握やメディア教育の場・設備の提供、財政的支援、メディア関連の政策決定過程とマスメディア組織への女性の参画を促進する取組みを行う。ナショナルマシナリー及び地方自治体の女性政策担当部署は、市民・NGOとマスメディアとの意見交換と改善のための調整の場を提供する。また政府・地方自治体自体の男女平等な表現のためのガイドラインを策定する。

補) 国連女性2000年会議の情報共有のための日本語Webサイトは、

<http://www.jca.apc.org/fem/bpfa/>

2000年会議のNGO情報用メーリングリストは、<Majordomo-J@jca.apc.org>宛て、メール本文に次の1行を書けば参加できる。
Subscribe fem-women2000

会員コラム

ニューヨークから帰国して

隅井孝雄（京都学園大学）

日本に帰ってきて、まじまじとテレビを見ていると、そこはかとなくアジア的匂いが立ち上がってくる。アメリカに行く前には考えたこともなかつた不思議な感覚である。それは極彩色の万華鏡の趣なのだ。

マイナーなケーブルチャンネルで、韓国、香港、台湾、インドなど東アジア系のエスニックテレビに知らず知らず触れていたのだということを改めて思い知った次第である。

ビデオカメラで撮影されたドラマも、メイド・イン・ハリウッドの（つまり35ミリで撮影された）ドラマを見なれた目にはカルチャーショックだ。ビデオのドラマは浮世絵から立体感を取り去ったオフセット印刷の複製を見るようである。しかしそれはそれでキッチュでポップアートのおもむきもある。

コメディアンの主体のバラエティーの多さも目につく。スタジオセットやグラフィックスは原色が多用されたサイケデリックなものが多く目を奪うばかりである。アメリカのコメディアンがテレビにでてくる時、政治や社会事象への鋭いジョークがウリになるが、日本のそれは顔を見知った隣の芸能人による、仲間内ジョークを多用した座敷芸の変形ではないかと見た。

教養主義と言おうか、啓蒙的な番組も多い。民族のバラエティー形式の番組として、演出と趣向を凝らしており、視聴率も高いのは驚くばかりである。

ビデオドラマ、コメディアン主体のバラエティー、教養主義的娯楽の3点セットはどうやら東アジア全域に見られる特徴のようだが、それが日本の模倣として広がつたものなのか、もともとアジア的（あるいは日本の）土壌の

中から育つたのか、今の私には判断がつかない。いずれにせよアメリカのテレビの伝統とはいささか異質であることは確かだ。

ところでアメリカではテレビのタブロイド番組がすっかり色褪せてしまった。プライバシーやスキャンダルを政治ニュースに変えたのはクリントン大統領の功績だと皮肉るテレビ関係者もいるほどである。アメリカのテレビネットワークがスキャンダルをメインのニュースで扱わざるを得なくなつたとき、報道手法について慎重な検討を加えたのだと私は見てゐる。きわどいニュースを報じる度に、アンカー達がニュースソースを特定し複数のソースからの裏付けがあるかどうかを明らかにする努力を続けたのも印象的であった。

日本で、俳優、有名人が激しいスキャンダル攻勢にさらされる様子をテレビで見るのは、正直に言って食傷するが、冷静でいられるのは、“有名タレント”達が、日本にいなかつた私にとっては“見知らぬ人”であるからかも知れない。

アメリカでも芸能情報番組は盛んである。エンターテインメント・トゥナイトとか、ショービズ・トゥディなどがその代表だが、報道番組の20/20（ABC）やデイトライン（NBC）でも話題の俳優や歌手のインタビューが多用されている。それが視聴率も取る。

これらの情報は、人々が映画館、劇場に足を運び、テレビを視聴し、CDを購入する導入としての役割を果たしているように見える。文化娯楽の拡大再生産である。しかし、日本のテレビはどうも文化の縮小再生産のサイクルに陥っているようで残念である。

ネットワーキング

●「メディア・リテラシーの学び方をテーマに6回の連続講座開催される（大阪）

大阪市立北市民教養ルームからの依頼を受けてFCT関西では「メディア社会を読み解く～メディア・リテラシーの学び方」をテーマに6回の連続講座を企画した。講座は、各回ごとに素材と分析シートを用意して、メディア・リテラシーの8つの基本概念を順次、意識化できるよう組み立てられた。ファシリテーターは、鈴木みどり（FCT代表、立命館大学）をはじめ、FCT関西の増田幸子、黛岳郎、谷内博和、篠塚公、西村寿子が担当している。

第1回(5/25)メディア・リテラシーの学び方入門
第2回(6/1)メディアはどう構成されているか～

ワークショップ1 テレビニュースを読む

第3回(6/8)私のメディア史～ワークショップ2

私とメディアの関わりを振り返る

第4回(6/15)テレビ広告とは何か？～ワークショッ
プ3 テレビCMを読み解く

第5回(6/22)メディア・ジェンダー・エスニシティー
ワークショップ4 CMを読み解く

第6回(6/29)メディア社会を生きる私たち

講座には19歳から75歳までの年齢も職業も異なる多彩な人びとが参加し、ワークショップでも活発な対話が行われた。(N)

●道頓堀事件の判決と報道を検証

人権と報道・連絡会は、1995年10月大阪道頓堀で起きた野宿男性水死事件で、逆転判決が出たことを受けて、メディア各紙の当時とその後の報道の検証を行った。

この事件は警察が「二人組みの若者が橋で寝ていたFさんを担ぎ上げ川に投げ込んで逃走した」と発表したもので、各紙は「若者たちの非人間的な殺人」として指名手配写真をはじめとして、逮捕の際の手錠姿や、移送の車中で眠る姿の写真な

ども大きく掲載した。二人の目撃者は、当初から警察で「一人で落とすのを見た」と証言し、新聞社の取材も受けていた。しかし、警察は目撃証言を隠し、翌日の朝刊には「二人で投げ落として逃走」の記事が掲載された。裁判の過程では、二人の目撃者が「二人で犯行」の報道に対し、抗議をしていたことが明らかにされた。

裁判は「二人、故意」を主張する検察と「単独、過失」を主張する被告側との争いとなり、1999年5月大阪地裁は「共犯」とされた青年に無罪、「主犯」とされた青年には懲役6年を懲役4年とする減刑判決を言い渡した。

判決報道では、「投げ落とし」が判決で否定されたことから、当初の「投げ落とし事件」の記載を「水死事件」と変えた紙もあったが、読売、産経などでは「投げ込み、死亡させた」の表現を用いていた。唯一、毎日新聞は記者が裁判の傍聴を続け、すべての報道が「二人犯人」の中、これに異論を唱える報道をし、判決後も詳しく報道していたことが注目される。東京の朝日は事件当時は社説や天声人語で詳しくとりあげていたが、判決に関しては一切、報道をしなかった。（人権と報道連絡会ニュース第141号）(E)

●ヌエック国立婦人教育会館で、女性学・ジェンダー研究フォーラム

ヌエック国立婦人教育会館が、毎年8月に開催している「女性学・ジェンダー研究フォーラム」は、全国の女性たちが日頃の研究・活動の成果を発表したり、情報交換をする場として活用されている。今年は、「女性のエンパワーメントと女性学・ジェンダー研究—新しい価値の創造—」を総合テーマに、約100のワークショップが開かれ、3日間に2千人を越える人が参加した。ワークショップの主な内容は、「女性と人権」「女性に対する暴力」などの人権問題、「女性政策や政策決定の場への女性の参画」など政策に関するもの、「ジェンダー研究」「学校教育における平等教育」など、研究・教育に関するもの、「女性と表現」「女性とメディア」など表現とメディアをめぐる問題など、多岐にわたっている。(E)

データバンク

〔海外篇〕

●国際マス・コミュニケーション学会・ライブチヒ会議 (Scientific Conference & International Council of the International Association for Media and Communication Research 1999) は今年の7月27~31日にドイツのライプチヒで開催され、F C Tからは宮崎寿子が参加した。この会議の概要と発表内容の一部を紹介する。

テーマは、1990年代におけるメディアシステムの変容とメディアのデジタル化、オンラインの情報サービス、インターネットなどの新しい環境におけるコミュニケーションの発展である。

研究発表要旨は次の5つの主なトピックについての試みやその変容を分析したものが事前に募集された。

- ① グローバルなインフォメーション社会におけるメディアとコミュニケーション政策
- ② デジタル社会における情報経済
- ③ 新しい情報技術とコミュニケーション技術が意味するもの
- ④ メディア文化とメディア教育
- ⑤ コミュニケーション社会・市民社会の権利

提出された各研究は、「国際コミュニケーション」「教育」「法律」「ジェンダーとコミュニケーション」「政治経済」「歴史」「コミュニケーションと技術政策」「社会心理」「参加型コミュニケーション」などの各セクションごとに分かれ発表が行われている。

「メディア教育」のセクションは7月30、31日の両日に行われた。発表者および論文タイトルは、Isabelle Rieusset-Lemarie (仏) "The Role of Narrative and Serendipity in Multimedia" (マルチメディアにおける物語の役割)、Lilla Raycheva (ソフィア大学、ブルガリア) "Media Education in Bulgaria after Ten Years of Change :At a crossroads between European

Integration and the Information Society" (ブルガリアにおけるメディア教育 ヨーロッパ統合と情報社会の接点)、"Media Literacy as a Higher Education Trend in U.S. Communication Studies" (アメリカのコミュニケーション高等教育におけるトレンドとしてのメディア・リテラシー) (Ramona R. Rush & Lindsay Hoffman、ケンタッキー大学、米)、"Media Literacy in India : Lessons from the Canadian Experience" (インドにおけるメディア・リテラシー カナダの経験から) (バロダ大学、インド)などとなっている。

発表者の一人、Jose Martinez-de-Todaは "Methodology of Evaluation and a Multidimensional Instrument of Evaluation in Media Education" と題し、メディア教育における評価の方法を紹介している。これは、「メディアの読み解き」「クリティカル」「アクティブ」など、課題を10種類設け、各分野での学習成果を評価するアンケートを作成し、生徒に答えさせるものである。

「メディアの読み解き」の評価については、メディアのメッセージ、「演出」と「現実」の違い、カメラのアングルやショットなどについて生徒の理解をみるためのアンケートとなっており、その内容は次のようなものである。(一部抜粋)

質問①：映画の中ではなぜ特定のショットとアングルが利用されているのか。一回答1. 映画をより娯楽的にするため 2. テーマに関連のある重要なものを強調するため 3. そのシーンの中の細部をすべて見せるため 4. キャラクターをよりおもしろくするため (正解は2)

質問②：テレビの画面に映し出されるものは何か 回答1. 現実 2. 現実を客観的に表現したもの 3. 現実を主観的に構成したもの 4. すべての現実に開かれた窓 (正解は3)などを含んでいる。

また、「アクティブ」の分野では、質問①：テレビの影響を下記から選びなさい 回答1. テレビは社会に大きな損害を与えている 2. 私が気

付かないうちに私の意見や価値観に影響を与えた
り変えることができる 3. テレビが自分に影響
を与えるかどうか気付くことができる 4. テレ
ビは娯楽であり、自分に影響はない（正解は 2）

このように、メディア教育における成果を生
徒に対するアンケートで認識することを、筆者は
“不可欠”であると述べるが、上記の設問にみら
れるように、必ずしも間違いとはいえない選択肢
が混在する中から最もあてはまるものを選ばせること
は、生徒の混乱を招く上、メディアのメッセ
ージに対する一面的な捉え方を助長する可能性も
ないとはいえない。

筆者はこの論文のなかで、仮説を検証した結
果、「メディア教育プログラム」（メディア教育の
カリキュラム）を受講した生徒が受講していない
生徒に比べ、評価のためのアンケートのスコアが
上回っていたことや、教師がある特定の課題に重
点を置いた場合、その分野の成績が良く、特に「メ
ディア・リテラシー」や「意識化」（awareness）
など、教師が好んで重点を置いた分野でその傾向
が見られたとしている。また、筆者が分類した 10
課題については、マスメディアで表現されたポピ
ュラー・カルチャーを分析し批判することにより
理解が深まることから、最新の題材を用いるべき
だと結論づけている。

このように、アンケートはメディア教育で学
んだことを再認識するというチェック機能を持ち
得るし、また教師にとってもその後の取り組みや
クラスにおけるディスカッションの題材として有
効に使うことができる。しかし、先にも述べたよ
うに、設問の選択肢のつくりやどのような内容を
正解とするかは検討を要するといえるだろう。

ライブチヒ会議の記録（各セクション、ワー
キンググループや論文などについては IAMCR ニ
ュースレター のほか、次のホームページ
<http://www.rz.uni-leipzig.de/~iamcr/conference/> で
も紹介されている。

（文責 関根里砂）

データバンク [国内篇]

●メディア総研ブックレット（全 4 冊）、メデイ
ア総合研究所、花伝社、1998 年。

4 つのテーマについてのコンパクトなブックレ
ット。各タイトルおよび内容は次のようにまとめ
られている。

① 放送を市民の手に これからの放送を考える
メディア総研からの提言。放送メディアは、デジ
タル化による大きな変革の波に揺れている。郵政
省は視聴者の存在を無視したまま、地上波放送の
デジタル化を強行しようとしている。これに対し、
NHK、地上波民放とも経営陣の反応は鈍い。郵
政省は規制強化の方向を打ち出したが、各方面的
の強い反対により最終報告で V チップの導入を断
念、第三者機関の設置については、NHK、民放
による自主機関「放送と人権等権利に関する委員
会機構」が設置される結果となる。こうした状況
の中で、視聴者の立場からこれらの放送を考え、
テレビはどうあるべきか、放送行政はどうあるべき
かについて検討を進めたものをまとめ、問題提起
する。

② 情報社会とマスメディア 報道の現場から、
「報道フォーラム 97」（1997 年 5 月 17.18 日開
催）報告のまとめ。「情報公開とマスメディアの
役割」パネリスト／奥津茂樹、蟹瀬誠一、原寿
雄、藤森研、コーディネーター／田島泰彦。「現
場からの報告」須田浩、尾形聰彦。

③ V チップ テレビ番組遮断装置は是か非か
「V チップを生み出した国—カナダの選択」菅
谷明子、「アメリカ V チップ最前線」原真、「今
なぜ V チップ導入なのか」（対談）蟹瀬誠一、服
部孝章。

④ テレビジャーナリズムの作法 米英のニュース
基準を読む、小泉哲郎。テレビ報道の実状と問題
点を検証するために、アメリカ CBS、NBC、イ
ギリス BBC などの基準や指針を入手・分析して

『放送レポート』で連載したが、その後新たな課題が生じたため、当時の連載を下敷きに全面的に改定したもの。「報道の時代」ともてはやされながら、「ニュース」の概念が曖昧になり、「ニュース」と「エンターテインメント」の垣根がなくなりつつあり、その結果ニュースの時間枠が増え、視聴率が上がっているにも関わらず、テレビ・ニュースが人々の信頼を勝ち得ることができないという矛盾した事態にさしかかっていると指摘している。

(H)

●学校と地域で育てるメディアリテラシー、村野井均、三島博之、乾昭治、大野木裕明編 ナカニシヤ書店、1999年7月。

メディアリテラシーを教えるべきだという主張は、これまで主として社会学やマスコミ関係者から言われていた。課題は学校でどう取り組んだらよいか例を示すことであった。この本は、教育現場でのメディアへの接し方やリテラシー学習の状況を紹介している。

本書で紹介されているテレビに関する授業の例をあげると、福井市の円山小は、同校の稻刈り行事の際、テレビ局から取材を受けたのに、結局放送されなかつたことから学習をスタートさせた。それはダイアナ妃死亡の日と重なったことが原因とわかり、マスマディアがニュースを作る基準を学ぶ材料となった。丸岡中の場合、3年間かけて映像リテラシーを学習している。学年に応じ、コマーシャル、ニュース、ドキュメンタリー番組制作に取り組んでいる。

情報発信という点からは、ケーブルテレビで自作映像を放送している米子高専の取り組みや中学生に実際の紙面の一部を開放している河北新報社の取り組みを紹介している。発信側に立つことで発信側のねらいや背景がわかるようになるのである。ただ、教育界では、メディアリテラシーとコンピューター教育が十分区別されていないのが現状である。しかし、2001年から総合的学習が前倒しでスタートする。日本の教育界でもメディアリテラシーに取り組むチャンスといえる。この時

期に教育の現場からメディアリテラシーの実践報告の本が出てきたことは歓迎される。(X)

●リテラシー（連載・キーワードを疑う）政治性と可能性を見据えて 水越伸、「新聞研究」576号、1999年7月号。

「キーワードを疑う」という連載企画の一つで「リテラシー」について論じている。

水越によれば、FCTなどの活動によって一般化してきたメディアリテラシーという言葉は現在「メディアの批判的受容能力」「メディアを使いこなす能力」「メディアの活用能力」という三つの意味合いが混在している。そしてそれぞれが総合されることではじめて意味を持つ。つまり全体のバランスが重要となる。また、これはジャーナリズム論の中から出てきたものとは違い、マスマディアの存在自体を批判的に再検討しようとし、「送り手対受け手」という図式自体を突き崩そうとしている。

そのような状況における昨今の問題は、「メディアを使いこなす能力」ばかりが取り上げられる傾向が強いという点と、マスマディア、特にテレビ業界がメディアリテラシー活動を潜在的脅威とみなし腰が引けてしまっている点にある。

また、リテラシー論の観点からいえば、リテラシーとは人間の能力を意味する平明で技術的な言葉ではなく、文化の政治性を色濃く滲ませた言葉であることを忘れてはならない。そのような意味で、メディアリテラシーを身に付けた市民の存在が不可欠であり、ひいては多様なメディアの存立と良心的なメディア表現者として活動を展開することに繋がると期待を込めて結んでいる。(I)

●特集・テレビは子どもを救うか、GALAC No.29、1999年10月号。

1999年1月から半年間、郵政省、NHK、民放連は協同で「青少年と放送に関する専門家会合」を開催した。その最終的な「とりまとめ」の中で、1999年秋から来春にかけて5時から9時の時間帯における暴力、性表現自粛、メディア・リテラ

シー教育の充実、第三者機関の設置などが具体化する見込みとなった。特集は、これらの動きに対するテレビ制作者、研究者、ジャーナリストによる「青少年とTV、私はこう思う」と題する反論。

藤井潔（クリエイティブネクサス代表）は、「番組は作り手と視聴者、双方のリテラシーで支えられるべき」であり、「テレビ暴力」とは、事件報道での被害者遺族へのインタビューのようなテレビの行為ではないか、また「性について考えるべき問題は、『性表現』より『性の商品化』ではないか」と問題を投げかける。こうしたことから「公権力が先頭に立った規制はナンセンス」であり、作り手自身の手で問題を掘り起こし、オープンに議論する必要があると述べる。

田島康彦（上智大学教授）は「青少年保護・育成のための施策は公権力の介入や関与を避け、専門家や市民の参画のもと、あくまでも放送界が真に自主的、自律的に取り組む」べきであるとする。政権党は報道規制の体制を着々と固め介入を強めつつあり、「専門化会合の誕生」によって放送の「翼賛体制がすでに確立」したと言う。

ジャーナリストの坂本衛は、5時から9時までの「児童・青少年に配慮する時間帯」について、各局に取材をしている。その結果、番組によって多少の表現の自粛はあるが、情報バラエティでは企画の回転の目まぐるしさに紛れてしまうこと、各局とも5時から9時以外の時間帯についての特別な取り組みがなく、CMについても触れていないことから、今回のテレビの対応が青少年の抱える問題の解決に資することはないと結論づけている。
(E)

●Media Literacy：情報化社会を生き抜く「メディア・リテラシー」教育、宮崎寿子、Edunet（アルク）1999年9月号。

メディア作品の制作を通じたメディア・リテラシー教育の取り組みについて論じている。その際に特に重要なのは、単に既存メディアを模倣するための技術を取得することではなく、取り上

げるテーマに対する分析的クリティカルな視点だということを、レン・マスターマンの言葉を引用しながら強調している。そして、同様の視点からオランダのディルク・スハウテンとイギリスのロブ・ワトリングによって提案された、メディア・リテラシーを獲得するためのメディア制作過程のモデル「メディア・アクション・プロジェクト」を紹介している。このモデルは、表現しようとするテーマに関する歴史的、社会的、文化的文脈についての調査や主張のまとめ、それに相反する主張の比較・検討といった、作品内容を掘り下げる活動が全体の65%を占めており、学ぶ者が技術偏重に陥らないように構成されている。

最後に「メディア・アクション・プロジェクト」はグループによるメディアを利用した社会的表現であり、その制作プロセスが民主主義社会における「公共的コミュニケーションの場」と「表現の場」をつくり上げている、と位置づける。(P)

●Media Literacy：情報化社会を生き抜く「メディア・リテラシー」教育、山内祐平、Edunet（アルク）、1999年10月号。

2002年から高等学校普通科に新設される必修科目「情報」における、メディア・リテラシー教育の可能性について考察をおこなっている。

具体的に両者の接点となりうる箇所として、「情報A」の学習指導要領のなかから「情報の収集・発信と情報機器の活用」「情報機器の発達と生活の変化」の2点を例示している。それらは、インターネットで起こりうる具体的な問題や、メディア技術とそれがもたらした文化・社会の変容について考える場になり得るため、メディア・リテラシー教育の対象ともなり得るとしている。また現在の実践例として、同志社国際高校を中心に、さまざまな国の高校生がインターネット上で「自分とメディアとの関わり」について議論をする、「Me and Media」プロジェクトの紹介も行っている。

また、インターネットをメディアとして捉え、その社会的文脈を理解することの重要性も指摘している。(P)

●メディア・リテラシーの現在と未来—カナダ、イギリスでの対話から：(1)多彩な担い手たち、(2)カナダのテレビ界で今、何が始まっているのか、鈴木みどり、「放送レポート」No.159～160 1999年7・8月号、9・10月号。

これは「放送レポート」に連載中のもので、イギリスとカナダへの調査旅行の際に、筆者たちが交流したメディア教師たち、研究者、草の根のN G O / N P O を支える人びと、メディア専門家との対話やその後の調査に基づいて書かれたイギリス・カナダでのメディア・リテラシーの研究と実践の最新情報である。筆者の分析の視点は、メディア・リテラシーの本来の目標である「多くの人びとが力をつけ（エンパワーメント）社会の民主主義的構造を強化する」（マスター・マン）に向かって、日本のメディア・リテラシーが展開していくためにこの領域の先駆者に学ぶ、という問題意識に貫かれている。

第1回目では、イギリスとカナダのメディア・リテラシーの担い手たちが総体的にとりあげられているが、近年の特筆すべき動きとして、カナダにおいてメディアとのパートナーシップが具体的に展開されていることがあげられる。1987年、カナダ・オンタリオ州の公教育において初めてメディア・リテラシーを導入した際に、大きな役割を果たした A M L (Association for Media Literacy) の人びとは、22年後の現在、テレビ界に協力してメディア・リテラシーを学ぶレギュラー番組の構成をしたり、自ら出演したり、番組と連動するインターネット教材の開発するという全く新たな段階に到達している。同時にカナダではメディアも明らかに変わりつつあるのだという。

第2回目では、97年にメディア・リテラシー教育部を新設、AML の人びとの全面的な協力を得て、新作の映画を使ってメディア・リテラシーを学ぶ「スキヤニング・ザ・ムービーズ」という番組制作や音楽専門局「マッチミュージック」でのメディア・リテラシー番組の制作という驚くべき展開を可能にしている CHUM-TV という放送会社（本社・トロント）のダイナミックな取り組みを

軸にメディア側の変化について述べている。

CHUM-TV の動きの背景には、ビル全体がスタジオとして機能する本拠地チャムシティ・ビル、トロント市全体をスタジオとして取材し番組を制作する機動性のあるビデオグラファーの存在、市民が気軽にビデオカメラの前で発言できる「スピーカーズ・コーナー」などに象徴されるこの会社の理念がある。筆者は、経営者であり番組制作にも携わっているモーゼス・ズナイマーのテレビ哲学そのものが、「多様な価値を肯定し、社会の民主主義的構造を強化する」というメディア・リテラシーの目標に限りなく近いのではないかと指摘している。

(N)

●テレビに新たな息吹を！石井彰、「放送文化」1999年10月号。

今年5月から始まった財団法人放送文化基金主催の「視聴者を中心に放送番組を語る会」を取材し、放送の現在を伝えている。全10回の内容はドキュメンタリー・ニュース、ワイドショーなど毎回異なる対象番組を視聴、その制作者をスピーカーとして招き、語るもの。主催する放送文化基金の大園氏は「放送された番組をもう一度見るには骨が折れるが、もう一度見てみるとそれまで見えてなかつたことが見えてきたり、発見がある。テレビを語り合うことで生まれた意見を放送局に還していけたら」と願う。「語る会」を実際に取材した筆者は、テレビが好きで熱心に語る参加者を前に、ディレクターが厳しい意見をきちんと受け止めながら反論をしたことなどを挙げ、番組を作る想いや製作の苦労や迷いなど、真摯に参加者に語りかけていた様子を伝えている。

また、参加者と番組制作との間の語り合いの中で見えてきたこととして、視聴者同士の対話によって、放送されて過去となったテレビ番組に新たな息吹が吹き込まれたような気がするとし、「語る会」の場において番組を視聴し語り合うことが、制作者にとっても、視聴者にとっても、主催者にとってもスリリングで真剣な時間だったと感想を述べている。

(L)